

第8章 特に配慮を必要とする児童への対応

(1) 障がいのある児童について

- ①対象となる障がいのある児童とは、愛の手帳(療育手帳)、身体障害者手帳、特別児童扶養手当証書を所持している児童のほか、発達障害があるなど配慮を要する児童についても、医師、児童相談所等公的機関の意見等により柔軟に対応する。
- ②障がいのある児童については、学校や保育所においても受け入れ体制の整備が進み、かつ障がいのある児童の抱える課題に応じた支援の充実が求められている。発達障害のある児童も含めて一人ひとりのニーズにあった支援が目指されており、児童クラブの受け入れにあたっては例外ではない。
- ③障がいのある児童の受け入れについては、児童と保護者の立場に立ちながら、障がいの程度、児童の発達状況等、個々の状況を的確に捉えて判断することが重要である。

(2) 入所判断

入所を希望する障がいのある児童は各クラブの障がい児枠内で受け入れるものとする。なお、障がいの程度や種類、児童クラブ側の条件によって、障がいに配慮した指導を行うことが困難と考えられる場合でも、障がいのある児童およびその保護者と関係者とが直接話し合い、入所判定を行うこと。このため、障がいのある児童および保護者の立場から、公平性を担保する受け入れの判断基準等を別途定める。

(3) 指導員の配置

- ①障がいのある児童を受け入れるにあたっては、職員研修に努めるとともに、指導員を加配すること。障がい児2人に対し1人の加配が望ましい。
- ②障がいのある児童の特性を踏まえた指導力の向上のために、学校や地域の専門機関、専門家との相談体制を構築し、障がいのある児童を受け入れるための職員研修や学習会の実施に努めること。
- ③障がいのある児童が児童クラブで安全に過ごすことができるように、施設・設備のバリアフリー化などに配慮すること。

(4) 異文化で育った児童について

- ①外国等の異文化で育った児童に対して、今まで育ってきた環境や経験を尊重しながら、無理なく生活ができるように適切に対応すること。
- ②母国語が違うことにより、十分に日本語が理解できない児童に対しては、保護者および関係機関と連携し母国語でも日本語でも共に無理なく過ごせ

る環境作りに配慮すること。

- ③異文化の児童が入室することで他の児童と積極的に異文化交流を推進し児童の豊かな価値観の形成に寄与するように努めることとする。

(5) 虐待等への対応の必要のある児童について

- ①児童虐待の早期発見と対応は、放課後児童クラブにおいても重要な役割である。指導員は、児童の心身の状態や家族の態度などを観察するとともに、情報収集により、児童虐待の早期発見に努めること。児童と保護者に分けて次に掲げる様子等が見られたら虐待を疑う必要がある。

・児童の様子

- a よくケガをするが原因がはっきりしない。手当が充分でない。
- b 季節にそぐわない服装をしている。
- c 衣服がいつも汚れている。
- d 児童だけで食事をしている。
- e 夜遅くまで外で遊んでいる。

・保護者の様子

- a 地域や親族との交流がなく孤立している。
- b 夫婦・家族関係がうまくいっていない。
- c 児童とのかかわりが乏しい。
- d 児童をおいてよく外出している。
- e 育てにくさをよく訴える。
- g 児童を甘やかすのは良くないと強調する。

- ②児童虐待等により福祉的介入が必要と思われるケースが発生した場合には、速やかに児童相談所、学校および警察等の関係機関と連携して対応すること。